



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*20 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 教育委員会規則

*13 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則の一部
を改正する規則 2

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第20号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月7日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第18条を第21条とする。

第17条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第20条とする。

第16条第2項中「第2条第2項」を「第4条第2項本文」に改め、同条を第19条とする。

第15条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第32条第2号イの規則で定める非常勤職員）

第18条 条例第32条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第14条中「第12条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第11条とする。

第8条第2項中「第2条第2項」を「第4条第2項本文」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とする。

第6条第2号ア中「という。」を「という。）」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条第3項中「第2条第2項」を「第4条第2項本文」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改め、同条を第5条とする。

第2条第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（条例第2条の2第3号に掲げる場合にあっては、2週間）」を加え、同条第2項に次のただし書を加え、同条を第4条とする。

ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第1条の次に次の2条を加える。

(条例第2条第4号ア (ウ) の規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第4号ア (ウ) の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

(条例第2条の2第3号イの規則で定める場合)

第3条 条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

別記様式中「第8条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月7日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則 (平成17年和歌山県教育委員会規則第30号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則

第1条中「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例」を「県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例」に、「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール (以下「ビッグ愛・ホエール」を「県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ (以下「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

第2条中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

第3条の見出しを「(ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの損傷等の届出等)」に改め、同条中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

第4条から第7条までの規定中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

ブ」に改める。

第8条第1項中「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール指定管理者指定申請書」を「県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ指定管理者指定申請書」に改め、同条第2項第1号中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

第9条及び第10条中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 8 条関係)

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ

指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び
管理条例第 7 条の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌
山ビッグウエーブの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第36号）附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。